平成 22 年度

法務省 政策別コスト情報

政策別コスト情報について

政策別コスト情報は、「政策別コスト情報の把握と開示について」(平成22年7月20日財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会)に基づいて作成しており、省庁別財務書類における業務費用計算書を 政策評価単位毎に表示したものです。

各政策にかかるコストの把握にあたっては、各省庁単位で区分された一般会計に所管の特別会計を合算しており、共通経費等について仮定の配賦基準により配分を行い集計するなど、一定の方法により算出されております。また、各政策にかかるストックとして表示されている資産(負債)についても、仮に各省庁の資産(負債)が個々の政策に帰属すると整理したものを表示しており、計上額についても一定の仮定に基づいて算出されたものである点にご留意下さい。

政策別コスト情報を十分理解していただくため、「政策別コスト情報の把握と開示について」及び政策評価の内容等も併せてご覧下さい。

[留意事項]

- ・各調書における「Ⅲ. 事業コスト(その他事業コスト含む)」に表示されている人件費等(括弧書き表示)については、「I. 人にかかるコスト」に集計されております。
- ・百万円未満切り捨てのため、合計額が一致しないことがあります。
- ・百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示しています。

法務省:総括表

1. 政策にかかるコスト

(単位:百万円)

様式1-1

						内 訳						(十四:日/311)
区 分	コスト計 (A)=(a)+(b)-		I 人にかかる	コスト		Ⅱ 物にかかる: 舎等を含む			Ⅲ 事業コスト(そ) ストを含む			(参考) 自己収入
	. , , , , ,		(a)		(a)/(A)	古寺を占く (b)	J/	(b)/(A)	(c)	J <i>)</i>	(c)/(A)	
1. 基本法制の維持及び整備	1,970	0.3%	1,641	0.4%	(83.3%)	223	0.3%	(11.4%)	105	0.1%	(5.3%)	-
2. 司法制度改革の推進	31,390	4.2%	583	0.1%	(1.9%)	79	0.1%	(0.2%)	30,727	13.7%	(97.9%)	-
3. 法務に関する調査研究	469	0.1%	216	0.0%	(46.2%)	227	0.4%	(48.4%)	25	0.0%	(5.4%)	-
4. 検察権の適正迅速な行使	106,943	14.2%	89,785	19.4%	(83.9%)	8,965	13.5%	(8.4%)	8,192	3.7%	(7.7%)	-
5. 矯正処遇の適正な実施	284,261	37.7%	183,424	39.7%	(64.5%)	31,045	46.8%	(10.9%)	69,790	31.1%	(24.6%)	-
6. 更生保護活動の適切な実施	24,075	3.2%	12,691	2.7%	(52.7%)	830	1.3%	(3.5%)	10,553	4.7%	(43.8%)	_
7. 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	15,712	2.1%	12,730	2.8%	(81.0%)	684	1.0%	(4.4%)	2,297	1.0%	(14.6%)	-
8. 団体の規制処分の適正な審査・決定	63	0.0%	39	0.0%	(62.4%)	23	0.0%	(37.6%)	-	-	-	-
9. 国民の財産や身分関係の保護	154,141	20.4%	80,539	17.4%	(52.2%)	12,436	18.7%	(8.1%)	61,165	27.2%	(39.7%)	80,481
10. 人権の擁護	7,051	0.9%	3,015	0.6%	(42.7%)	568	0.9%	(8.1%)	3,467	1.5%	(49.2%)	-
11. 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正 な処理	8,348	1.1%	5,670	1.2%	(67.9%)	1,004	1.5%	(12.0%)	1,673	0.7%	(20.1%)	-
12. 出入国の公正な管理	55,794	7.4%	30,356	6.6%	(54.4%)	4,268	6.4%	(7.7%)	21,169	9.4%	(37.9%)	_
13. 法務行政における国際化対応・国際協力	664	0.1%	247	0.1%	(37.3%)	259	0.4%	(39.0%)	157	0.1%	(23.7%)	-
14. 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	20,150	2.7%	4,633	1.0%	(23.0%)	630	1.0%	(3.1%)	14,886	6.6%	(73.9%)	-
官房経費等	42,373	5.6%	36,898	8.0%	(87.1%)	5,123	7.7%	(12.1%)	351	0.2%	(0.8%)	_
h 計	753,411	100.0%	462,476	100.0%	(61.4%)	66,372	100.0%	(8.8%)	224,563	100.0%	(29.8%)	80,481

法務省:総括表

2. 参考情報

各政策に配分した官房経費等の額 (単位:百万円)

日政米に記力した日乃作員寺の最					内	訳					L. [[7]]
区 分	コスト計 (A)=(a)+(b)+	-(c)	I 人にかかる	コスト		Ⅱ 物にかかる 舎等を含む			Ⅲ 事業コスト(そ(ストを含む		
			(a)		(a)/(A)	(b)		(b)/(A)	(c)	,	(c)/(A)
1. 基本法制の維持及び整備	958	2.3%	843	2.3%	(88.0%)	114	2.2%	(12.0%)	-	-	-
2. 司法制度改革の推進	338	0.8%	297	0.8%	(88.0%)	40	0.8%	(12.0%)	-	-	-
3. 法務に関する調査研究	395	0.9%	192	0.5%	(48.8%)	202	3.9%	(51.2%)	-	-	-
4. 検察権の適正迅速な行使	19,688	46.5%	17,871	48.4%	(90.8%)	1,817	35.5%	(9.2%)	-	-	-
5. 矯正処遇の適正な実施	3,817	9.0%	3,104	8.4%	(81.3%)	712	13.9%	(18.7%)	-	-	-
6. 更生保護活動の適切な実施	1,916	4.5%	1,763	4.8%	(92.0%)	152	3.0%	(8.0%)	-	_	-
7. 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公 共の安全の確保を図るための業務の実施	372	0.9%	353	1.0%	(94.9%)	18	0.4%	(5.1%)	-	-	-
8. 団体の規制処分の適正な審査・決定	-	-	-	-		•	-	-	-	-	-
9. 国民の財産や身分関係の保護	2,582	6.1%	2,168	5.9%	(84.0%)	413	8.1%	(16.0%)	-	-	-
10. 人権の擁護	1,165	2.7%	992	2.7%	(85.1%)	173	3.4%	(14.9%)	-	-	-
11. 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正 な処理	2,430	5.7%	2,090	5.7%	(86.0%)	340	6.6%	(14.0%)	-	-	-
12. 出入国の公正な管理	4,753	11.2%	4,178	11.3%	(87.9%)	574	11.2%	(12.1%)	-	-	-
13. 法務行政における国際化対応・国際協力	450	1.1%	220	0.6%	(48.8%)	230	4.5%	(51.2%)	-	-	-
14. 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	2,692	6.4%	2,369	6.4%	(88.0%)	322	6.3%	(12.0%)	-	-	-
その他	811	1.9%	450	1.2%	(55.5%)	9	0.2%	(1.2%)	351	100.0%	(43.3%)
슘 計	42,373	100.0%	36,898	100.0%	(87.1%)	5,123	100.0%	(12.1%)	351	100.0%	(0.8%)

法務省:総括表参考

【本省】

		大臣官房	民事局	刑事局	矯正局	保護局	人権擁護局	入国管理局	計
I 人にかかる		20,683	2,631	2,881	2,408	1,240	948	6,056	36,851
I ①物にかか	るコスト	2,116	267	294	246	126	97	619	3,769
②庁舎等		699	95	97	81	41	32	204	1,253
	1. 基本法制の維持及び整備	-	95	9	-	ı	-	-	105
	2. 司法制度改革の推進	30,727	_	_	-	_	_	_	30,727
	3. 法務に関する調査研究	-	-	-	-	ı	-	-	-
	4. 検察権の適正迅速な行使	-	_	35	-	1	_	-	35
	5. 矯正処遇の適正な実施	-	_	_	73	1	_	_	73
	6. 更生保護活動の適切な実施	-	_	_	-	228	_	_	228
	7. 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の	_	_	_	_	_	_	_	_
Ⅲ 事業コスト	安全の確保を図るための業務の実施								
血 サネコハト	8. 団体の規制処分の適正な審査・決定	-	-	-	-	-	-	_	-
	9. 国民の財産や身分関係の保護	9	265	_	-	_	_	_	275
	10. 人権の擁護	-	_	_	-	1	1,996	_	1,996
	11. 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処	1.673	_	_	_	_	_	_	1.673
	理	1,073							1,073
	12. 出入国の公正な管理	-	_	_	-	1	_	5,323	5,323
	13. 法務行政における国際化対応・国際協力	-	_	-	-	1	_	-	-
	14. 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	12,465	_	_	-	-	_	_	 12,465
	官房経費等	-	_	-	-	-	_	_	_
コスト計(I+	II + III)	68,376	3,356	3,318	2,809	1,638	3,074	12,204	94,777

【地方局·外局等】

		法務総合研究所	検察庁	矯正官署	更生保護官署	公安調査庁	公安審査委員会	法務局	地方入国管理官署	計
I 人にかかる	コスト	877	103,506	183,331	12,569	13,083	39	86,851	25,364	425,624
I ①物にかか	るコスト	919	5,410	4,906	703	700	23	8,450	1,611	22,725
②庁舎等		-	4,806	26,364	22	3	-	5,443	1,982	38,623
	1. 基本法制の維持及び整備	-	-	_	-	_	_	-	-	=
	2. 司法制度改革の推進	-	1	-	-	_	-	-	-	-
	3. 法務に関する調査研究	25	-	-	-	-	-	-	-	25
	4. 検察権の適正迅速な行使	-	8,157	-	-	_	-	-	-	8,157
	5. 矯正処遇の適正な実施	-	-	69,717	-	-	-	-	-	69,717
	6. 更生保護活動の適切な実施	-	1	-	10,324	_	-	-	-	10,324
	7. 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	-	1	-	-	2,297	-	-	-	2,297
Ⅲ 事業コスト	8. 団体の規制処分の適正な審査・決定	-	_	_	_		_	_	_	_
	9. 国民の財産や身分関係の保護	-	_	_	ı	_	-	60,890	_	60,890
	10. 人権の擁護	_	-	_	-	-	-	1,470	_	1,470
	11. 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	12. 出入国の公正な管理	-	-	_	-	_	-	-	15,846	15,846
	13. 法務行政における国際化対応・国際協力	157	-	-	=	-	-	=		157
	14. 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	-	-	-	=	-	-	2,420	-	2,420
	官房経費等	-	_	325	-	25	_	-	_	351
コスト計(I+	$\Pi + \Pi$)	1,979	121,881	284,646	23,621	16,109	63	165,527	44,804	658,634

政策別コスト情報に関する調書 様式2-1

政策: 1. 基本法制の維持及び整備にかかるコストの状況

(所管:法務省,一般会計,組織:法務本省,担当部局:民事局,刑事局)

1. 政策にかかるコスト

1,970 百万円

(単位:百万円)

	区 分											
			人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	委託費等	庁費等	その他の経費	減価償却費	貸倒引当金繰入額	資産処分損益	(参考)決算額
I人	にかかるコスト	1,641	1,589	24	28	-	-	_	ı	-	-	_
I ①	物にかかるコスト	168	-	-	-	2	132	38	2	1	△ 8	-
2	庁舎等	55	-	-	-	-	-	-	55	-	-	-
Ⅲ事	業コスト	105	-	1	_	-	83	22	I	_	-	105
	(1)社会経済情勢に対応した基本法制 の整備	105	-	ı	-	-	83	22	I	-	_	105
コス	(ト計(I+I+II)	1,970	1,589	24	28	2	215	60	57	1	Δ 8	_

- 百万円 (参考) 自己収入

2. 政策にかかるストック情報

(単位:古万円)

区分	主な資産等		ストッケ	ク内訳		備考
<u> </u>	土は貝座寺	土地	建物	物品	無形固定資産	1佣 45
物にかかるコスト	13	_	_	11	2	
庁舎等	10,792	9,971	821	=	=	
社会経済情勢に対応した基本法制の整備	-	-	-	1	_	
合 計	10,806	9,971	821	11	2	

3. 参考情報

(1) 当該政策に関連するコストの状況 ①当該政策に配分された官房経費等の額 (単位:百万円) I 人にかかるコスト 843 114 Ⅱ 物にかかるコスト(庁費等を含む。) Ⅲ その他事業コスト 合 計 958

②当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費 461百万円

・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」と「当該政策に配分された 官房経費等」を合算したコストを基準として当該政策に配分された場合の額である。

事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換、社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。 (2) 政策の概要

(3) 共通経費配分の方法 人、物にかかるコスト、庁舎等については、定員数により配分。

ストック情報における物にかかるコスト、庁舎等については、資産額を定員数により按分した係数を表示している。 (4) その他

政策:基本法制の維持及び整備にかかるコストの状況 (所管:法務省)

会計別・部局別等のコストの内訳

	一般	会計	相殺消去	合計
	民事局	刑事局	怕权用五	口前
I 人にかかるコスト	1,497	144	_	1,641
Ⅱ ①物にかかるコスト	153	14	-	168
②庁舎等	50	4	_	55
Ⅲ 事業コスト	95	9	1	105
(1)社会経済情勢に対応した基本法制の整備	95	9	1	105
コスト計(I+I+II)	1,796	173	-	1,970

政策: 2. 司法制度改革の推進にかかるコストの状況

(所管:法務省,一般会計,組織:法務本省,担当部局:大臣官房)

1. 政策にかかるコスト

31,390 百万円

(単位:百万円)

	区 分					経			費				(参考)決算額
			人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	委託費等	独立行政法人運営費交付金	庁費等	その他の経費	減価償却費	貸倒引当金繰入額	資産処分損益	(多句) 从并识
I 人に	いかるコスト	583	565	8	10	_	-	-	_	-	_	-	_
Ⅱ ①物/	こかかるコスト	59	-	-	1	0	-	46	13	0	0	△ 2	_
②庁:	舍等	19	-	-	-	-	-	-	-	19	-	-	-
Ⅲ 事業=	コスト	30,727	-	_	1	14,786	15,541	225	166	7	-	_	30,770
	(1)総合法律支援の充実強化	30,330	-	-	-	14,786	15,541	0	2	-	-	-	30,330
	(3)法曹養成制度の充実	385	-	-	ı	ı	_	216	160	7	_	_	428
	(4)裁判外紛争解決手続の拡充・活性 化	6	-	-	1	1	_	5	1	1	-	_	6
	(5)法教育の推進	5	=	=	П	-	-	3	1	-	-	-	5
コスト	†(I+Ⅱ+Ⅲ)	31,390	565	8	10	14,787	15,541	272	179	28	0	△ 2	_

(参考) 自己収入 - 百万円

2. 政策にかかるストック情報

(単位·百万円)

							(単位:ロカロ)
区 分	主な資産等			ストック内訳			備考
区 分	土は貝性寺	土地	建物	物品	無形固定資産	出資金	1佣 45
物にかかるコスト	4	-	-	4	0	-	
庁舎等	3,837	3,545	292	-	-	1	
総合法律支援の充実強化	351	=	=	=	=	351	
法曹養成制度の充実	82	-	=	=	82	=	
裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	-	-	-	-	-	-	
法教育の推進	-	=	-	-	=	-	
合 計	4,276	3,545	292	4	83	351	

3. 参考情報

(1) 当該政策に関連するコストの状況

 ①当該政策に配分された官房経費等の額
 (単位:百万円)

 I 人にかかるコスト
 297

 I 物にかかるコスト(庁費等を含む。)
 40

 II その他事業コスト

 合計
 338

- ②当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費 5.000百万円
- ・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」と「当該政策に配分された 官房経費等」を合算したコストを基準として当該政策に配分された場合の額である。
- (2) 政策の概要 社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していくために、 その基礎となる司法の基本的制度を抜本的に見直し、司法の機能を充実強化する。
- (3) 共通経費配分の方法 人,物にかかるコスト,庁舎等については、定員数により配分。
- (4) その他 ストック情報における物にかかるコスト、庁舎等については、資産額を定員数により按分した係数を表示している。

政策:司法制度改革の推進にかかるコストの状況 (所管:法務省)

会計別・部局別等のコストの内訳

	一般会計	扣奶出土	合計
	大臣官房 相殺消去		口前
I 人にかかるコスト	583	-	583
Ⅱ ①物にかかるコスト	59	-	59
②庁舎等	19	_	19
Ⅲ 事業コスト	30,727	1	30,727
(1)総合法律支援の充実強化	30,330	_	30,330
(3)法曹養成制度の充実	385	1	385
(4)裁判外紛争解決手続の拡充・活性 化	6	-	6
(5)法教育の推進	5	_	5
コスト計(Ι+Ⅱ+Ⅲ)	31,390	-	31,390

政策: 3. 法務に関する調査研究にかかるコストの状況

(所管:法務省,一般会計,組織:法務総合研究所)

1. 政策にかかるコスト

469 百万円

(単位:百万円)

区分			経		費		(参考)決算額
		人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	庁費等	その他の経費	(多行)人并识
I 人にかかるコスト	216	184	14	17	-	_	-
Ⅱ ①物にかかるコスト	227	-	-	-	151	75	-
②庁舎等	-	-	_	_	_	_	-
Ⅲ 事業コスト	25	ı	ı	ı	20	5	25
(1)法務に関する調査研究	25	1	1	1	20	5	25
コスト計(I+Ⅱ+Ⅲ)	469	184	14	17	171	81	_

(参考) 自己収入 - 百万円

2. 政策にかかるストック情報

(単位:百万円)

			(平位,日/11)
区分	主な資産等	ストック内訳 無形固定資産	備考
物にかかるコスト	0	0	
庁舎等	-	-	
法務に関する調査研究	-	_	
合 計	0	0	

3. 参考情報

(1) 当該政策に関連するコストの状況

	当該政策に配分された官房経費等の額	(単位:百万円)
Ι	人にかかるコスト	192
П	物にかかるコスト(庁費等を含む。)	202
Ш	その他事業コスト	-
	合 計	395

- ②当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費 136百万円
- ・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」と「当該政策に配分された官房経費等」を合算したコストを基準として当該政策に配分された場合の額である。
- (2) 政策の概要 内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。
- (3) 共通経費配分の方法 人,物にかかるコストについては、定員数により配分。
- (4) その他 ストック情報における物にかかるコストについては、資産額を定員数により按分した係数を表示している。

政策:法務に関する調査研究にかかるコストの状況 (所管:法務省)

会計別・部局別等のコストの内訳

	一般会計	相殺消去	合計
	法務総合研究所	怕权用厶	口前
I 人にかかるコスト	216	1	216
Ⅱ ①物にかかるコスト	227	-	227
②庁舎等	-	_	-
Ⅲ 事業コスト	25	1	25
(1)法務に関する調査研究	25		25
コスト計(I + II + III)	469	_	469

政策: 4. **検察権の適正迅速な行使**にかかるコストの状況

(所管:法務省,一般会計,組織:法務本省,担当部局:刑事局,組織:検察庁)

1. 政策にかかるコスト

106,943 百万円

(単位:百万円)

	区 分					i	経		費					(参考)決算額
			人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	検察業務費	委託費等	庁費等	その他の経費	減価償却費	貸倒引当金繰入額	支払利息	資産処分損益	(多行)(并取
I 人に	かかるコスト	89,785	75,668	5,798	8,317	-	-	-	-	ı	-	-	-	-
Ⅱ ①物	Jにかかるコスト	4,830	-	-	-	-	3	4,309	393	186	2	4	△ 69	-
②庁	舍等	4,134	-	-	-	-	-	-	-	4,134	-	-	-	-
Ⅲ 事業	コスト	8,192	-	-	-	5,305	-	2,752	134	ı	-	-	-	8,218
	(1)適正迅速な検察権の行使	5,305	I	ı	-	5,305	-	-	-	ı	-	-	-	5,305
	(2)検察権行使を支える事務の適正な 運営	2,887	-	-	-	-	1	2,752	134	1	-	-	-	2,912
コスト	·計(I+IHI)	106,943	75,668	5,798	8,317	5,305	3	7,061	527	4,320	2	4	△ 69	-
(参考)	自己収入	_	百万円											

2. 政策にかかるストック情報

(単位:古万田)

						(+ D. D.) 1/
区 分	主な資産等		備考			
<u> Б</u> Л	土は貝性寺	土地	建物	物品	無形固定資産	1
物にかかるコスト	894	_	I	788	106	
庁舎等	150,045	99,687	50,357	-	-	
適正迅速な検察権の行使	-	_	-	-	_	
検察権行使を支える事務の適正な運営	-	_	I	1	_	
合 計	150,939	99,687	50,357	788	106	

3. 参考情報

(1) 当該政策に関連するコストの状況

1	当該政策に配分された官房経費等の額	(単位:百万円)
Ι	人にかかるコスト	17,871
I	物にかかるコスト(庁費等を含む。)	1,817
Ш	その他事業コスト	-
	合 計	19,688

- ②当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費 19,959百万円
- ・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」と「当該政策に配分された 官房経費等」を合算したコストを基準として当該政策に配分された場合の額である。

(2) 政策の概要 国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。

(3) 共通経費配分の方法 人,物にかかるコスト,庁舎等については,定員数により配分。

また、本省に一括計上されている一部の人件費については、定員数により地方局等へ配分を行っている。

(4) その他 ストック情報における物にかかるコスト、庁舎等については、資産額を定員数により按分した係数を表示している。 政策:検察権の適正迅速な行使にかかるコストの状況 (所管:法務省)

会計別・部局別等のコストの内訳

	一般	会計	相殺消去	合計
	刑事局	検察庁	怕权用五	
I 人にかかるコスト	2,736	87,049	-	89,785
Ⅱ ①物にかかるコスト	280	4,550	-	4,830
②庁舎等	92	4,042	_	4,134
Ⅲ 事業コスト	35	8,157	_	8,192
(1)適正迅速な検察権の行使	I	5,305	_	5,305
(2)検察権行使を支える事務の適正な 運営	35	2,851	_	2,887
コスト計(I+Ⅱ+Ⅲ)	3,144	103,799	-	106,943

政策: 5. **矯正処遇の適正な実施**にかかるコストの状況

(所管:法務省,一般会計,組織:法務本省,担当部局:矯正局,組織:矯正官署)

1. 政策にかかるコスト

284,261 百万円

(単位:百万円)

	区 分						径		費					(参考)決算額
	<u>ь</u> л		人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	矯正施設収容等業務費	委託費	庁費等	その他の経費	減価償却費	貸倒引当金繰入額	支払利息	資産処分損益	(参与) 大昇領
I 人に	かかるコスト	183,424	154,422	9,949	19,053	-	-	-	-	-	-	-	1	_
Ⅱ ①物	リにかかるコスト	4,673	-	-	-	-	3	1,890	150	2,512	1	-	115	-
2庁	·舍等	26,372	-	-	-	-	-	-	-	26,372	-	-	-	-
Ⅲ 事業	コスト	69,790	-	-	-	49,891	-	16,377	277	1,722	-	1,130	391	68,838
	(1)矯正施設の適正な保安警備及び 処遇体制の整備	3,816	-	-	-	-	-	3,128	277	20	-	-	391	4,566
	(2)矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	49,900	-	-	-	49,891	-	-	-	9	-	-	-	49,891
	(3)矯正施設の適正な運営に必要な 民間開放の推進	16,073	-	-	-	-	-	13,249	0	1,693	-	1,130	-	14,380
コスト	·計(I+I+II)	284,261	154,422	9,949	19,053	49,891	3	18,267	427	30,608	1	1,130	506	-
(参考)	自己収入	_	百万円											

2. 政策にかかるストック情報

(甾位:古万田)

区分	主な資産等			ストック内訳			備考
= "	工矿风庄等	土 地	建物	物品	その他固定資産	無形固定資産	
物にかかるコスト	12,453	-	-	12,416	-	37	
庁舎等	670,533	431,083	239,449	-	-	-	
矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	139	-	-	-	ı	139	
矯正施設における収容環境の維持及び適正な処 遇の実施	5	-	1	ı	ı	5	
矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進	35,933	-	_	-	35,933	-	
合 計	719,064	431,083	239,449	12,416	35,933	182	

3. 参考情報

(1) 当該政策に関連するコストの状況

①当該政策に配分された官房経費等の額 (単位:百万円) I 人にかかるコスト 3,104 712 Ⅱ 物にかかるコスト(庁費等を含む。) Ⅲ その他事業コスト 合 計 3,817

- ②当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費 45,405百万円
- ・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」と「当該政策に配分された 官房経費等」を合算したコストを基準として当該政策に配分された場合の額である。
- 被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。 (2) 政策の概要
- (3) 共通経費配分の方法 人,物にかかるコスト,庁舎等については,定員数により配分。

また、本省に一括計上されている一部の人件費については、定員数により地方局等へ配分を行っている。

(4) その他 ストック情報における物にかかるコスト、庁舎等については、資産額を定員数により按分した係数を表示している。 政策:矯正処遇の適正な実施にかかるコストの状況 (所管:法務省)

会計別・部局別等のコストの内訳

	一般	会計	相殺消去	合計
	矯正局	矯正官署	怕权用五	口前
I 人にかかるコスト	2,408	181,016	-	183,424
Ⅱ ①物にかかるコスト	246	4,426	-	4,673
②庁舎等	81	26,290	_	26,372
Ⅲ 事業コスト	73	69,717	_	69,790
(1)矯正施設の適正な保安警備及び 処遇体制の整備	73	3,743	_	3,816
(2)矯正施設における収容環境の維持 及び適正な処遇の実施	-	49,900	-	49,900
(3)矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進	_	16,073	-	16,073
コスト計(I + II + III)	2,809	281,451	-	284,261

政策: 6. **更生保護活動の適切な実施**にかかるコストの状況

(所管:法務省,一般会計,組織:法務本省,担当部局:保護局,組織:更生保護官署)

1. 政策にかかるコスト

24,075 百万円

(単位:百万円)

	区 分												(参考)決算額	
			人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	保護観察等業務費	補助金等	委託費等	庁費等	その他の経費	減価償却費	貸倒引当金繰入額	資産処分損益	(多行)/(并成
I 人に	かかるコスト	12,691	10,686	761	1,243	-	-	-	-	-	1	-	-	-
Ⅱ ①物	Jにかかるコスト	767	-	-	-	-	-	1	634	117	13	1	0	-
②庁	舎等	62	-	-	-	-	-	-	-	-	62	-	-	-
Ⅲ 事業	コスト	10,553	-	-	-	6,369	215	3,953	6	6	2	-	_	10,551
	(1)保護観察対象者等の改善更生	9,838	-	-	-	5,664	215	3,953	0	2	2	-	-	9,836
	(2)犯罪予防活動の促進	517	-	-	-	508	1	-	5	3	-	-	-	517
	(3)医療観察対象者の社会復帰	197	-	-	-	196	-	-	0	0	-	-	-	197
コスト	計(I+Ⅱ+Ⅲ)	24,075	10,686	761	1,243	6,369	215	3,954	641	123	78	1	0	_

2. 政策にかかるストック情報

自己収入

(参考)

(単位:百万円)

区 分	主な資産等		備考			
区 方	土は貝性寺	土地	建物	物品	無形固定資産	
物にかかるコスト	92	ı	I	75	16	
庁舎等	9,221	8,306	915	-	-	
保護観察対象者等の改善更生	14	-	-	-	14	
犯罪予防活動の促進	-	-	-	-	-	
医療観察対象者の社会復帰	ı	1	1	-	-	
合 計	9,328	8,306	915	75	31	

- 百万円

3. 参考情報

(1) 当該政策に関連するコストの状況

①当該政策に配分された官房経費等の額
 I 人にかかるコスト
 I 物にかかるコスト(庁費等を含む。)
 II その他事業コスト
 合 計
 1,763
 1,763
 1,763
 1,763
 1,916

②当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費 4,096百万円

・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」と「当該政策に配分された 官房経費等」を合算したコストを基準として当該政策に配分された場合の額である。

(2) 政策の概要 犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。

(3) 共通経費配分の方法 人,物にかかるコスト,庁舎等については,定員数により配分。

また、本省に一括計上されている一部の人件費については、定員数により地方局等へ配分を行っている。

(4) その他 ストック情報における物にかかるコスト、庁舎等については、資産額を定員数により按分した係数を表示している。

政策: 更生保護活動の適切な実施にかかるコストの状況 (所管:法務省)

会計別・部局別等のコストの内訳

	一般	会計	相殺消去	合計	
	保護局	更生保護官署	怕权用五	口前	
I 人にかかるコスト	1,240	11,451	-	12,691	
Ⅱ ①物にかかるコスト	126	641	-	767	
②庁舎等	41	20	-	62	
Ⅲ 事業コスト	228	10,324	_	10,553	
(1)保護観察対象者等の改善更生	219	9,619	_	9,838	
(2)犯罪予防活動の促進	8	508	-	517	
(3)医療観察対象者の社会復帰	0	196	_	197	
コスト計(I+Ⅱ+Ⅲ)	1,638	22,437	-	24,075	

(所管:法務省,一般会計,組織:公安調査庁)

1. 政策にかかるコスト

15,712 百万円

(単位:百万円)

											(十四:ロババ
	区 分				経	_		費			(参考)決算額
				賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	破壞的団体等調査業務費	庁費等	その他の経費	減価償却費	資産処分損益	(多句) 从并识
I 人に	かかるコスト	12,730	10,677	810	1,242	-	-	-	-	-	-
Ⅱ ①物	こかかるコスト	681	-	-	-	-	559	37	59	25	-
②庁	舍等	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-
Ⅲ 事業	コスト	2,297	-	-	-	2,297	-	-	-	-	2,297
	(1)破壊的団体等の規制に関する調査 等を通じた公共の安全の確保を図る ための業務の実施	2,297	_	-		2,297		1	-	_	2,297
コスト	計(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)	15,712	10,677	810	1,242	2,297	559	37	62	25	-
		•									

(参考) 自己収入 - 百万円

2. 政策にかかるストック情報

(単位:百万円)

区分	主な資産等			備考		
© 7	土は貝性寺	土地	建 物	物品	無形固定資産	1佣 45
物にかかるコスト	222	1	1	203	18	
庁舎等	2,804	2,749	55	1	-	
破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共 の安全の確保を図るための業務の実施	=	-	-	I	-	
合 計	3,027	2,749	55	203	18	

3. 参考情報

(1) 当該政策に関連するコストの状況

①当該政策に配分された官房経費等の額	(単位:百万円)				
I 人にかかるコスト	353				
Ⅱ 物にかかるコスト(庁費等を含む。)	18				
Ⅲ その他事業コスト	_				
合 計	372				

- ②当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費 2,535百万円
- ・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」と「当該政策に配分された 官房経費等」を合算したコストを基準として当該政策に配分された場合の額である。
- (2) 政策の概要 破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。
- (3) 共通経費配分の方法 人,物にかかるコスト,庁舎等については,定員数により配分。
- (4) その他 ストック情報における物にかかるコスト、庁舎等については、資産額を定員数により按分した係数を表示している。

政策:破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施にかかるコストの状況 (所管:法務省)

会計別・部局別等のコストの内訳

		一般会計	相殺消去	合計
		公安調査庁	怕权用厶	口前
I 人	、にかかるコスト	12,730	_	12,730
I (1	物にかかるコスト	681	-	681
2)庁舎等	2	_	2
皿 事	業業コスト	2,297	1	2,297
	(1)破壊的団体等の規制に関する調査 等を通じた公共の安全の確保を図る ための業務の実施	2,297	-	2,297
٦:	スト計(I+Ⅱ+Ⅲ)	15,712	-	15,712

政策: 8. 団体の規制処分の適正な審査・決定にかかるコストの状況

(所管:法務省,一般会計,組織:公安審査委員会)

1. 政策にかかるコスト

63 百万円

(単位:百万円)

	区 分			経		費	(参考)決算額	
	ת		人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	庁費等	その他の経費	(参与) 太昇領
I 人にかかるコスト		39	33	2	3	_	_	_
Ⅱ ①物にかかるコスト	,	23	-	-	-	8	15	-
②庁舎等		-	-	-	-	-	_	-
Ⅲ 事業コスト		_	-	-	-	-	_	58
(1)団体の規制処分の適立 決定	な審査・	-	-	-	-	-	-	58
コスト計(I+Ⅱ+Ⅲ)		63	33	2	3	8	15	-

(参考) 自己収入 - 百万円

2. 政策にかかるストック情報

(単位:百万円)

区 分	主な資産等			備考		
	工は貝座守	土地	建物	物品	無形固定資産	III 75
物にかかるコスト	-	-	-	-	-	
庁舎等	-	-	-	-	-	
団体の規制処分の適正な審査・決定	1	=	=	=	-	
合 計	-	-	-	_	-	

3. 参考情報

(1) 当該政策に関連するコストの状況

1	当該政策に配分された官房経費等の額	(単位:百万円)
Ι	人にかかるコスト	-
Π	物にかかるコスト(庁費等を含む。)	-
Ш	その他事業コスト	ı
	合 計	1

- ②当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費 10百万円
- ・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」を基準として当該政策に 配分された場合の額である。
- (2) 政策の概要 公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。

政策:団体の規制処分の適正な審査・決定にかかるコストの状況

(所管:法務省)

会計別・部局別等のコストの内訳

五百万 即为为 () 一 () ()] [(11		
	一般会計	相殺消去	合計
	公安審査委員会	旧权什么	H BI
I 人にかかるコスト	39	-	39
Ⅱ ①物にかかるコスト	23	-	23
②庁舎等	-	-	-
Ⅲ 事業コスト	_	-	-
(1)団体の規制処分の適正な審査・決定	_	_	_
コスト計(I+Ⅱ+Ⅲ)	63	-	63

政策: 9. 国民の財産や身分関係の保護にかかるコストの状況

(所管:法務省,一般会計,組織:法務本省,担当部局:大臣官房,民事局,組織:法務局,登記特別会計)

1. 政策にかかるコスト

154,141 百万円

(単位:百万円)

	区 分											(参考)決算額			
	<u>Б</u> 7		人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	委託費等	一般会計への繰入	庁費等	その他の経費	減価償却費	貸倒引当金繰入額	支払利息	供託金利子	資産処分損益	(参与) 太异创
I 人I	こかかるコスト	80,539	67,330	4,886	8,322	-	-	ı	-	ı	_	ı	-	1	-
II ①\$	勿にかかるコスト	7,849	-	-	-	1	2	6,120	442	409	16	3	-	850	-
2 F	宁舎等	4,586	-	-	-	-	-	-	-	4,586	-	-	-	-	-
Ⅲ 事業	美コスト	61,165	-	-	-	6,938	-	49,666	574	3,890	-	-	95	-	59,034
	(1)登記事務の適正円滑な処理	60,044	-	-	-	6,938	-	48,758	529	3,818	-	-	-	-	57,918
	(2)国籍·戸籍·供託事務の適正円滑な 処理	1,111	-	-	-	-	-	902	41	71	-	-	95	-	1,106
	(3)債権管理回収業の審査監督	9		-	-	-	-	5	4	-	-	1	-	-	9
コス	ト計(I+I+II)	154,141	67,330	4,886	8,322	6,939	2	55,787	1,017	8,887	16	3	95	850	_

80,481 百万円 (参考) 自己収入

当該政策にかかる自己収入については、登記特別会計の登記印紙納付金収入 45,155百万円

登記特別会計の登記情報提供等手数料収入 35,325百万円

2. 政策にかかるストック情報

(単位:百万円)

区分	主な資産等			備考		
<u></u>	エな貝座寺	土地	建物	物品	無形固定資産	
物にかかるコスト	130	-	ı	106	24	
庁舎等	103,229	46,636	56,593	1	-	
登記事務の適正円滑な処理	10,507	-	-	1,208	9,298	
国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理	203	-	-	_	203	
債権管理回収業の審査監督		-	-	-	_	
合 計	114,071	46,636	56,593	1,314	9,526	

3. 参考情報

(1) 当該政策に関連するコストの状況

1	当該政策に配分された官房経費等の額	(単位:百万円)
I	人にかかるコスト	2,168
Ι	物にかかるコスト(庁費等を含む。)	413
Ш	その他事業コスト	-
	合 計	2,582

②当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費

2,036百万円

・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」と「当該政策に配分された 官房経費等」を合算したコストを基準として当該政策に配分された場合の額である。

(2) 政策の概要 経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。

(3) 共通経費配分の方法 人,物にかかるコスト,庁舎等については,定員数により配分。

また、本省に一括して計上されている一部の人件費については、定員数により地方局等へ配分を行っている。

(4) その他 ストック情報における物にかかるコスト、庁舎等については、資産額を定員数により按分した係数を表示している。 政策:国民の財産や身分関係の保護にかかるコストの状況

(所管:法務省)

会計別・部局別等のコストの内訳

			一般会計		登記特	別会計	相殺消去	合計
		大臣官房	民事局	法務局	民事局	法務局	11000円五	
I 人	にかかるコスト	433	770	6,473	364	72,496	-	80,539
I ①	物にかかるコスト	44	63,061	623	35	7,066	62,982	7,849
2	庁舎等	14	26	752	18	3,774	-	4,586
Ⅲ事	業コスト	9	1	1,111	265	59,779	_	61,165
	(1)登記事務の適正円滑な処理	I	1	I	265	59,779	_	60,044
	(2)国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な 処理	-	-	1,111	-	-	-	1,111
	(3)債権管理回収業の審査監督	9	-	-	_	-	_	9
コ 2	(ト計(I+Ⅱ+Ⅲ)	502	63,858	8,962	684	143,117	62,982	154,141

政策: 10. **人権の擁護**にかかるコストの状況

(所管:法務省,一般会計,組織:法務本省,担当部局:人権擁護局,組織:法務局)

1. 政策にかかるコスト

7,051 百万円

(単位:百万円)

		ਹ	Δ.		経 費		(会会)油質類									
	区 分			人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	補助金等	委託費等	庁費等	その他の経費	減価償却費	貸倒引当金繰入額	支払利息	資産処分損益	(罗勺/从并识	
I 人に	かかるコスト			3,015	2,531	269	214	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Ⅱ ①物(にかかるコスト			296	-	-	-	-	1	245	38	10	0	0	Δ0	-
②庁:	舎等			272	-	-	-	-	-	-	-	272	-	-	-	-
Ⅲ 事業:	コスト			3,467	-	-	-	42	1,953	422	1,041	(-	-	-	3,461
	(1)人権の擁護			3,467	-	-	-	42	1,953	422	1,041	(-	-	-	3,461
コスト	·計(I+Ⅱ+Ⅲ))		7,051	2,531	269	214	42	1,955	668	1,079	289	0	0	Δ0	-

(参考) 自己収入 - 百万円

2. 政策にかかるストック情報

(単位:百万円)

区 分	主な資産等		備考			
	エは貝座寺	土地	建物	物品	無形固定資産	川 与
物にかかるコスト	46	ı	ı	37	8	
庁舎等	20,906	17,016	3,890	-	-	
人権の擁護	20	1	1	1	20	
合 計	20,973	17,016	3,890	37	28	

3. 参考情報

(1) 当該政策に関連するコストの状況

1	当該政策に配分された官房経費等の額	(単位:百万円)
Ι	人にかかるコスト	992
Π	物にかかるコスト(庁費等を含む。)	173
Ш	その他事業コスト	-
	合 計	1,165

②当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費 1,295百万円

・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」と「当該政策に配分された 官房経費等」を合算したコストを基準として当該政策に配分された場合の額である。

(2) 政策の概要 国民の人権の擁護を積極的に行う。

(3) 共通経費配分の方法 人,物にかかるコスト,庁舎等については、定員数により配分。

また、本省に一括計上されている一部の人件費については、定員数により地方局等へ配分を行っている。

(4) その他 ストック情報における物にかかるコスト、庁舎等については、資産額を定員数により按分した係数を表示している。

政策:人権の擁護にかかるコストの状況 (所管:法務省)

会計別・部局別等のコストの内訳

	一般	会計	相殺消去	合計	
	人権擁護局	法務局	怕权用五	μп	
I 人にかかるコスト	948	2,067	-	3,015	
Ⅱ ①物にかかるコスト	97	199	_	296	
②庁舎等	32	240	_	272	
Ⅲ 事業コスト	1,996	1,470	_	3,467	
(1)人権の擁護	1,996	1,470	_	3,467	
コスト計(I+I+II)	3,074	3,977	-	7,051	

政策: 11. 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理にかかるコストの状況

(所管:法務省,一般会計,組織:法務本省,担当部局:大臣官房,組織:法務局)

1. 政策にかかるコスト

8,348 百万円

(単位:百万円)

	区分					経			費				(全本) 出答姑
	<u> </u>		人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	委託費等	庁費等	その他の経費	減価償却費	貸倒引当金繰入額	支払利息	資産処分損益	(参考) 沃昇領
I 人に	かかるコスト	5,670	4,917	415	336	_	_	_	-	-	-	-	_
Ⅱ ①物	こかかるコスト	562	-	-	-	3	461	85	16	2	0	△ 7	-
②庁:	舎等	442	-	-	-	-	-	-	442	-	-	-	-
Ⅲ 事業:	コスト	1,673	-	-	-	-	636	1,021	14	-	-	-	1,667
	(1)国の利害に関係のある争訟の統一 的かつ適正な処理	1,673	-	-	-	-	636	1,021	14	-	-	-	1,667
コスト	計(I+II+III)	8,348	4,917	415	336	3	1,097	1,107	474	2	0	Δ7	-
		•		•	•			•					

(参考) 自己収入 - 百万円

2. 政策にかかるストック情報

(単位:百万円)

区 分	主な資産等			備考		
<u>∠</u> ′/	エは貝座寺	土地	建物	物品	無形固定資産	川つち
物にかかるコスト	78	ı	_	64	13	
庁舎等	38,867	32,524	6,343	ı	-	
国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な 処理	22	-	1	ı	22	
숌 計	38,967	32,524	6,343	64	36	

3. 参考情報

(1) 当該政策に関連するコストの状況

	当該政策に配分された官房経費等の額	(単位:百万円)
Ι	人にかかるコスト	2,090
Ι	物にかかるコスト(庁費等を含む。)	340
Ш	その他事業コスト	-
	숨 計	2,430

- ②当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費 1.698百万円
- ・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」と「当該政策に配分された 官房経費等」を合算したコストを基準として当該政策に配分された場合の額である。

(2) 政策の概要 国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。

(3) 共通経費配分の方法 人,物にかかるコスト,庁舎等については,定員数により配分。

また、本省に一括して計上されている一部の人件費については、定員数により地方局等へ配分を行っている。

(4) その他 ストック情報における物にかかるコスト、庁舎等については、資産額を定員数により按分した係数を表示している。

政策:国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理にかかるコストの状況 (所管:法務省)

会計別・部局別等のコストの内訳

A HI TOO HIS TO BE A TO THE TO							
	一般	会計	相殺消去	合計			
	大臣官房	法務局	怕权用五	口前			
I 人にかかるコスト	2,627	3,043	-	5,670			
Ⅱ ①物にかかるコスト	268	293	-	562			
②庁舎等	88	353	_	442			
Ⅲ 事業コスト	1,673	-	_	1,673			
(1)国の利害に関係のある争訟の統一 的かつ適正な処理	1,673	_	_	1,673			
コスト計(I+Ⅱ+Ⅲ)	4,658	3,690	-	8,348			

政策: 12. 出入国の公正な管理にかかるコストの状況

(所管:法務省,一般会計,組織:法務本省,担当部局:入国管理局,組織:地方入国管理官署)

1. 政策にかかるコスト

55,794 百万円

(単位:百万円)

E /\					i	径		費					(参考)決算額
区 分		人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	出入国管理等業務費	補助金	委託費	庁費	その他の経費	減価償却費	貸倒引当金繰入額	資産処分損益	(参考) 次昇領
I 人にかかるコスト	30,356	25,816	1,571	2,969	1	-	-	-	-	-	-	-	-
Ⅱ ①物にかかるコスト	2,163	-	-	-	-	-	8	1,705	264	139	5	39	-
②庁舎等	2,104	-	-	-	-	-	-	-	-	2,104	-	-	-
Ⅲ 事業コスト	21,169	(24)	-	-	15,501	46	4,934	241	100	344	-	-	20,849
(1)出入国の公正な管理	21,169	(24)	ı	-	15,501	46	4,934	241	100	344	-	_	20,849
コスト計(I+Ⅱ+Ⅲ)	55,794	25,816	1,571	2,969	15,501	46	4,943	1,946	365	2,589	5	39	-

2. 政策にかかるストック情報

(参考) 自己収入

(単位:百万円)

区分	主な資産等			備考		
<u></u> Δ π	土は貝性寺	土地	建 物	物品	無形固定資産	1 用 右
物にかかるコスト	549	ı	1	509	39	
庁舎等	73,963	48,155	25,807	-	-	
出入国の公正な管理	838	-	1	-	838	
合 計	75,351	48,155	25,807	509	878	

- 百万円

3. 参考情報

(1) 当該政策に関連するコストの状況

(1):	当該政策に配分された官房経費等の額	(単位:百万円)				
Ι	人にかかるコスト	4,178				
Ι	物にかかるコスト(庁費等を含む。)	574				
Ш	その他事業コスト	1				
	슴 計	4,753				

②当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費

9,543百万円

・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」と「当該政策に配分された 官房経費等」を合算したコストを基準として当該政策に配分された場合の額である。

(2) 政策の概要 不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。

(3) 共通経費配分の方法 人,物にかかるコスト,庁舎等については、定員数により配分。

また、本省に一括して計上されている一部の人件費については、定員数により地方局等へ配分を行っている。

(4) その他 ストック情報における物にかかるコスト、庁舎等については、資産額を定員数により按分した係数を表示している。

政策: 出入国の公正な管理にかかるコストの状況 (所管:法務省)

会計別・部局別等のコストの内訳

	一般	会計	相殺消去	合計	
	入国管理局	地方入国管理官署	怕权用五		
I 人にかかるコスト	6,056	24,299	-	30,356	
Ⅱ ①物にかかるコスト	619	1,543	-	2,163	
②庁舎等	204	1,899	-	2,104	
Ⅲ 事業コスト	5,323	15,846	-	21,169	
(1)出入国の公正な管理	5,323	15,846	-	21,169	
コスト計(I+Ⅱ+Ⅲ)	12,204	43,589	-	55,794	

政策: 13. 法務行政における国際化対応・国際協力にかかるコストの状況

(所管:法務省,一般会計,組織:法務総合研究所)

1. 政策にかかるコスト

664 百万円

(単位:百万円)

	区 分			経		費	(参考)決算額	
			人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	庁費等	その他の経費	(多名) 人并做
I 人にかかる	らコスト	247	210	16	19	-	_	_
Ⅱ ①物にかか	いるコスト	259	-	-	-	172	86	-
②庁舎等		-	-	-	-	-	-	-
Ⅲ 事業コスト		157	ı	-	ı	65	92	157
(1)法	務行政の国際化への対応	ı	ı	-	ı	ı	_	-
(2)法	務行政における国際協力の推進	157	1	-	1	65	92	157
コスト計(I	+ II + III)	664	210	16	19	238	178	_

(参考) 自己収入 - 百万円

2. 政策にかかるストック情報

(単位:百万円)

区分	主な資産等	ストック内訳 無形固定資産	備考
物にかかるコスト	0	0	
庁舎等	-	_	
法務行政の国際化への対応	-	_	
法務行政における国際協力の推進	-	_	
合 計	0	0	

3. 参考情報

(1) 当該政策に関連するコストの状況

	当該政策に配分された官房経費等の額	(単位:百万円)
Ι	人にかかるコスト	220
I	物にかかるコスト(庁費等を含む。)	230
Ш	その他事業コスト	-
	合 計	450

- ②当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費 175百万円
- ・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」と「当該政策に配分された 官房経費等」を合算したコストを基準として当該政策に配分された場合の額である。
- (2) 政策の概要 外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力に適切に対応する。
- (3) 共通経費配分の方法 人,物にかかるコストについては、定員数により配分。
- (4) その他 ストック情報における物にかかるコストについては、資産額を定員数により按分した係数を表示している。

政策:法務行政における国際化対応・国際協力にかかるコストの状況 (所管:法務省)

会計別・部局別等のコストの内訳

五百四 即為四八〇二八〇十四八			(
	一般会計	相殺消去	合計
	法務総合研究所	11000円五	
I 人にかかるコスト	247	-	247
Ⅱ ①物にかかるコスト	259	-	259
②庁舎等	-	_	-
Ⅲ 事業コスト	157	_	157
(1)法務行政の国際化への対応	-	-	-
(2)法務行政における国際協力の推進	157	_	157
コスト計(I+IHI)	664	-	664

取策: 14. 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営にかかるコストの状況

(所管:法務省,一般会計,組織:法務本省,担当部局:大臣官房,登記特別会計)

1. 政策にかかるコスト

20,150 百万円

(単位:百万円)

	区 分					経	費					(糸孝) 浊質頞
				賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	委託費等	庁費等	その他の経費	減価償却費	貸倒引当金繰入額	資産処分損益	(多有) 人并做
I I人	こかかるコスト	4,633	4,484	68	80	-	-	-	1	_	-	-
Ⅱ ①‡	勿にかかるコスト	474	-	-	-	6	372	107	6	3	△ 23	-
2 F	宁舎等	156	-	-	-	-	-	-	156	-	-	-
Ⅲ 事詞	業コスト	14,886	-	-	_	-	7,094	138	1	-	7,652	50,777
	(1)法務行政に対する理解の促進	-	-	-	_	-	-	-	_	-	-	-
	(2)施設の整備	13,795	-	-	-	-	6,025	116	1	-	7,652	49,671
	(3)法務行政の情報化	1,090	_	1	1	1	1,068	22	I	-	_	1,105
	(4)職員の多様性及び能力の確保	_	-	1	-	-	_	1	-	-	_	_
コス	ト計(I+Ⅱ+Ⅲ)	20,150	4,484	68	80	6	7,466	246	164	3	7,629	_

(参考) 自己収入 一百万円

2. 政策にかかるストック情報

(単位:百万円)

区分	主た姿产生	主な資産等ストック内訳					
	工は貝座守	土地	建物	物品	無形固定資産	備考	
物にかかるコスト	37	-	-	32	5		
庁舎等	30,459	28,141	2,318	-	-		
法務行政に対する理解の促進	-	1	-	-	-		
施設の整備	7,128	7,106	21	-	0		
法務行政の情報化	-	1	-	-	-		
職員の多様性及び能力の確保	ı	1	1	1	-		
合 計	37,626	35,247	2,340	32	5		

3. 参考情報

(1) 当該政策に関連するコストの状況

①当該政策に配分された官房経費等の額 (単位:百万円)Ⅰ 人にかかるコスト 2,369Ⅱ 物にかかるコスト(庁費等を含む。) 322Ⅲ その他事業コスト -合 計 2,692

- ②当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費 3.218百万円
- ・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」と「当該政策に配分された 官房経費等」を合算したコストを基準として当該政策に配分された場合の額である。
- (2) 政策の概要 説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。
- (3) 共通経費配分の方法 人,物にかかるコスト,庁舎等については、定員数により配分。

また、本省に一括して計上されている一部の人件費については、定員数により地方局等へ配分を行っている。

(4) その他 ストック情報における物にかかるコスト、庁舎等については、資産額を定員数により按分した係数を表示している。

政策:法務行政全般の円滑かつ効率的な運営にかかるコストの状況 (所管:法務省)

会計別・部局別等のコストの内訳

		一般会計	登記特別会計	相殺消去	合計
		大臣官房	法務局	怕权用五	口前
I 人	にかかるコスト	4,633	-	-	4,633
I (1	物にかかるコスト	474	-	-	474
2)庁舎等	156	-	-	156
Ⅲ事	業コスト	12,465	2,420	_	14,886
	(1)法務行政に対する理解の促進	-	-	-	-
	(2)施設の整備	11,375	2,420	-	13,795
	(3)法務行政の情報化	1,090	-	-	1,090
	(4)職員の多様性及び能力の確保	-	-	_	_
زد	スト計(I+Ⅱ+Ⅲ)	17,730	2,420	_	20,150

官房経費等の状況

(所管:法務省,一般会計,組織:法務本省,担当局:大臣官房、組織:法務総合研究所,検察庁,矯正官署,更生保護官署,公安調査庁,法務局,地方入国管理官署)

1. 官房経費等の内容

42,373 百万円

(単位:百万円)

	区 分		- A							(参考)決算額			
			人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	委託費等	庁費等	その他経費	減価償却費	貸倒引当金繰入額	支払利息	資産処分損益	(多句) 人并识
I 人に	こかかるコスト	36,898	32,394	1,955	2,548	I	ı	-	I	-	İ	-	_
Ⅱ ①物	別にかかるコスト	3,458	-	-	-	17	2,567	843	76	10	1	△ 57	-
②庁	- 舍等	1,665	-	-	-	-	-	-	1,665	-	-	-	-
Ⅲ その	他事業コスト	351	-	-	-	-	115	228	0	-	-	5	755
	(1)その他	351	(363)	(29)	-	-	115	228	0	-	-	5	755
	①矯正研修所経費	325	(363)	(29)	1	-	113	205	0	_	1	5	730
	②公安調査庁研修所経費	25	-	-	1	-	1	23	-	-	-	-	25
コスト	·計(I+I+II)	42,373	32,394	1,955	2,548	17	2,683	1,071	1,742	10	1	△ 52	_

2. ストック情報

(単位:百万円)

区 分	主な資産等		ストック内訳					
△	エは貝圧守	土地	建物	物品	無形固定資産	備考		
物にかかるコスト	394	1	1	344	50			
庁舎等	138,217	115,639	22,578	-	-			
その他	7	-	ı	7	0			
合 計	138,619	115,639	22,578	351	50			

3. 参考情報

(1) 当該政策に関連するコストの状況

(1)各政策に関連するコストの状況
(1)各政策に配分された官房経費等の額

(単位:百万円)

<u> </u>				(平位:日/111/
政策評価単位	I 人にかかるコスト	Ⅱ 物にかかるコスト(庁舎等を 含む。)	Ⅲ その他事業コスト	合 計
1. 基本法制の維持及び整備	843	114	-	958
2. 司法制度改革の推進	297	40	-	338
3. 法務に関する調査研究	192	202	-	395
4. 検察権の適正迅速な行使	17,871	1,817	-	19,688
5. 矯正処遇の適正な実施	3,104	712	-	3,817
6. 更生保護活動の適切な実施	1,763	152	-	1,916
7. 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	353	18	-	372
8. 団体の規制処分の適正な審査・決定	I	-	ı	-
9. 国民の財産や身分関係の保護	2,168	413	-	2,582
10. 人権の擁護	992	173	-	1,165
11. 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ 適正な処理	2,090	340	-	2,430
12. 出入国の公正な管理	4,178	574	-	4,753
13. 法務行政における国際化対応・国際協力	220	230	-	450
14. 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	2,369	322	-	2,692
その他	450	9	351	811
合 計	36,898	5,123	351	42,373

②官房経費に配分された当年度の公債にかかる利払費

127百万円

- 省庁別財務書類の公債関連情報として記載している利払費が、一般会計における「官房経費」から「各政策に配分された官房経費等」を除いたコストを基準として官房経費等に配分された場合の額である。
- (2)官房経費等の概要 「法務省設置法」に基づく所掌事務のうち、本省内部部局、矯正管区、地方更生保護委員会、保護観察所、法務局、地方法務局、入国収容所及び地方入国管理局所掌の一般事務処理に必要な経費、法務総合研究所 所掌の一般事務処理に必要な経費、「検察庁法」に基づく最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁及び区検察庁所掌の一般事務処理に必要な経費、矯正の事務に従事する職員に対し、その職務を行うため必要な研修 を実施する矯正研修所の運営に必要な経費、「公安調査庁設置法」に基づく公安調査庁所掌の一般事務処理に必要な経費、公安調査庁の職員に対し、その職務を行うのに必要な研修の実施に必要な経費
- (3) 共通経費配分の方法 人, 物にかかるコスト, 庁舎等については, 定員数により配分

官房経費等の状況

(所管:法務省)

会計別・部局別等のコストの内訳

								* 1 III 1 II 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	一般会計									
大臣官房	法務総合研究所	検察庁	矯正官署	更生保護官署	公安調査庁	法務局	地方入国管理官署	合計		
12,405	413	16,457	2,315	1,118	353	2,770	1,064	36,898		
1,269	432	860	479	62	18	266	67	3,458		
419	-	764	73	2	0	322	83	1,665		
-	-	-	325	-	25	-	-	351		
-	-	-	325	-	25	-	-	351		
_	_	_	325	-	-	_	-	325		
_	_	_	_	_	25	_	_	25		
14,094	846	18,082	3,194	1,183	397	3,359	1,215	42,373		
	12,405 1,269 419 - - -	12,405 413 1,269 432 419	12,405 413 16,457 1,269 432 860 419 - 764	大臣官房 法務総合研究所 検察庁 矯正官署 12.405 413 16.457 2.315 1,269 432 860 479 419 - 764 73 - - - 325 - - - 325 - - - 325 - - - - - - - -	大臣官房 法務総合研究所 検察庁 矯正官署 更生保護官署 12,405 413 16,457 2,315 1,118 1,269 432 860 479 62 419 - 764 73 2 - - - 325 - - - - 325 - - - - 325 - - - - - - - - - - -	大臣官房 法務総合研究所 検察庁 矯正官署 更生保護官署 公安調査庁 12,405 413 16,457 2,315 1,118 353 1,269 432 860 479 62 18 419 - 764 73 2 0 - - - 325 - 25 - - - 325 - 25 - - - 325 - - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	大臣官房 法務総合研究所 検察庁 矯正官署 更生保護官署 公安調査庁 法務局 12,405 413 16,457 2,315 1,118 353 2,770 1,269 432 860 479 62 18 266 419 - 764 73 2 0 322 - - - 325 - 25 - - - - 325 - 25 - - - - 325 - - - - - - - 325 - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - -<	大臣官房 法務総合研究所 検察庁 矯正官署 更生保護官署 公安調査庁 法務局 地方入国管理官署 12,405 413 16,457 2,315 1,118 353 2,770 1,064 1,269 432 860 479 62 18 266 67 419 - 764 73 2 0 322 83 - - - 325 - 25 - - - - - 325 - 25 - - - - - 325 - - - - - - - 325 - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - -		